

改訂版(令和4年3月)

初 め て の

勾 留 手 続

目次

第1章 はじめに	1
はじめに	2
第2章 基本的な事務の流れ	3
2. 1 受付と立件	4
2. 2 勾留質問	8
2. 3 勾留質問後の手続	13
第3章 通常と異なる手続	18
3. 1 接見禁止請求（認容）	20
3. 2 接見禁止請求（却下）	22
3. 3 被疑者が外国人の場合の処理	23
3. 4 被疑者が少年の場合の処理	27
3. 5 勾留却下	29
付録	31
罪名別主要な証拠一覧	33

第 1 章

はじめに

このマニュアルの使い方などを説明をします。

1 はじめに

1 被疑者国選事件については、「被疑者国選マニュアル（八日市場・日直用）」も参照してください。

2 令状処理は原則として、八日市場簡裁の裁判官で行います。

　　府名、職印等は簡裁のものを使用してください。

3 勾留請求における立件手続や勾留関係帳票の作成には、



4 受付印は、刑事係にある「当直受付日付印」を使用します。

Check 日直用の職印及び受付印は [Redacted] で保管しています。 [Redacted]



5 文字を訂正するときは次のようにして、その箇所に押印します。

・削るとき

八日市場簡易簡易裁判所

→ 八日市場簡易（簡易）裁判所

・加えるとき

八日市場裁判所

→ 八日市場 簡易 裁判所

・削って加えるとき

八日市場蟹裁判所

→ 八日市場 蟹 裁判所

第 2 章

基本的な事務の流れ

ここでは、日本人成人を被疑者とする勾留請求の場合を説明します。

- 2. 1 受付と立件
- 2. 2 勾留質問
- 2. 3 勾留質問後の手続

2. 1 受付と立件

まず、勾留請求書の受付と立件をして、勾留質問の準備をします。

Step 1 勾留請求書の受付と立件

(1) 勾留請求書の受付

検察事務官が勾留請求書及び記録（通常は請求書と記録は一体になっています。），勾留通知先連絡表を持ってきます。

検察事務官が持ってくる身柄カードに受領印（認印）を押し、記録等を受け取ります。そして、勾留請求書に受付印を押します。

Check 受付印の時刻欄に受付時刻を記入するのを忘れないでください。

(2) 立件

については、

方法

早見

表を参照してください。

Step 2 記録の閲読

(1) 請求書等のコピー

請求書、被疑事実の要旨、弁解録取書を自分の控え用としてコピーします（勾留予定件数が多い場合、連絡表もコピーを取るとよい。）。

Check この控えは勾留質問での被疑者が話す内容を確認するのに使用するとともに、後日勾留通知先の人から問い合わせがある場合に使用しますので、刑事係に引き継いでください。

(2) 請求書の審査

Caution!!! 勾留・被疑者国選事務審査表等書式ファイルにある勾留状審査表を必ず使用してください。

チェックすべき事項等は以下のとおりです。

- ① 形式的事項（表題、作成日、宛名、作成者記名押印）

② 罪名（誤字脱字、被疑事実の要旨との照合）

Check 「暴力行為等処罰ニ関スル法律違反」のような、固有名詞以外の片仮名は平仮名にしてください（「暴力行為等処罰ニ関スル法律違反」ではなく、「暴力行為等処罰に関する法律違反」になります。）。

なお、覚せい剤取締法違反は覚醒剤取締法違反と漢字の表記に変わりました。

③ 人定事項（戸籍、在籍照会回答、免許証、捜査報告書、供述調書等で確認）

④ 勾留すべき刑事施設（記録の最初のほうに警察が希望する留置先が書かれた勾留等希望書があるので、それで確認してください。）

⑤ 逮捕状記載の被疑事実と勾留請求された被疑事実に同一性があるか、逮捕状の有効期間内に逮捕されたか、逮捕から48時間以内に検察官に送致手続がされたか、送致を受けてから24時間以内に勾留請求されたか（逮捕から勾留請求まで72時間以内か）、現行犯逮捕の場合請求書にその旨記載されているか。

⑥ 被疑事実の要旨（関係証拠で確認します。このマニュアルの付録の主な証拠一覧などを参照してください。）

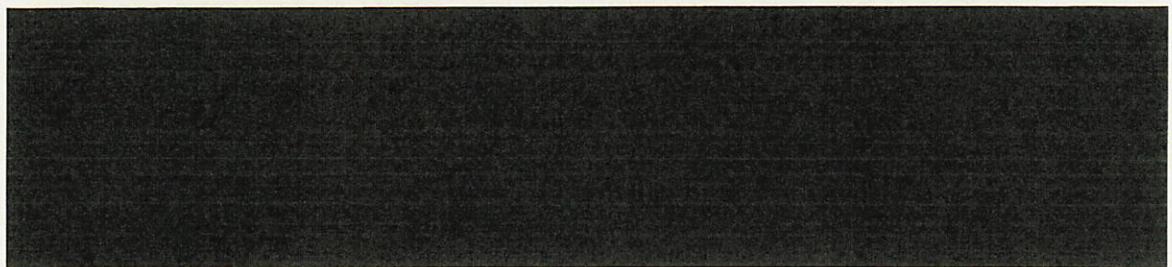
⑦ 接見等禁止請求の有無（ある場合は、勾留請求書右上に赤文字でその旨記載があり、接見等禁止請求書が1枚付いてきます。）

Check 接見等禁止請求がある場合には、第3章を参照してください。

⑧ 勾留通知先の確認（押送担当警察官が持ってきた勾留通知先連絡表で確認しておきます。）

Step 3 勾留状等の起案等

(1) 勾留状、勾留質問調書作成



勾留状の1枚目、2枚目と被疑事実の要旨をホチキスでとめます。



Check 勾留状末尾に被疑者の写真を添付する場合、勾留状の被疑者氏名に続けて「(別添写真の男(女))」と記載します(勾留状の1枚目、2枚目の各下部欄外、勾留質問調書、国選弁護人指名通知依頼書等の帳票類には「(別添写真の男(女))」の記載は不要です。)。

Check 作成後、記録を裁判官に提出する前に、もう1回確認してください(審査票でチェックしてください。)。

(2) 裁判官への提出

裁判官に審査票、①勾留状、②勾留請求書及び記録等、③被疑者国選弁護人選任請求事件チェック表、国選弁護人選任請求書・資力申告書(被疑者が同書類を提出した場合)、④勾留通知先連絡表を提出します。→裁判官が国選弁護人選任チェック表に認印を押します。

Step 4 勾留質問の開始

(1) 檢察庁への連絡

裁判官から指示があったら、検察庁に勾留質問を始める旨を(被疑者が複数の場合には順番も)連絡します。

Check 勾留質問をする被疑者の順番は、特に裁判官から指示がない場合は、[REDACTED]
[REDACTED]

(2) 勾留質問室の準備

勾留質問室等の電灯を点けてください。

要通訳事件の場合は、通訳人用の椅子を接見室

[REDACTED] から運びます。季節によってはエ

アコンを入れてください。

(3) 勾留質問の開始

身柄が仮監に入ると警察官が [REDACTED] に連絡してくるので、裁判官と共に勾留質問室へ行ってください。

2. 2 勾留質問

実際に勾留質問に臨みます。

Step 1 勾留質問室へ

書記官は、記録等、筆記用具（黒ボールペン）、認め印、調書等を持っていきます（接見禁止等決定がある場合は簡裁の職印も持参します。）

部屋に入ったら、
部屋使用中のボタンを押します。

Step 2 勾留質問その1（人定～被疑者の言い分の聴取まで）

(1) 人定質問

裁判官が被疑者に名前や住所を確認します。

Check 請求書と同じであれば調書はそのまま。

Check 被疑者が請求書と違う供述をしたときの記載例

EX. 住居について違う供述をした場合

人定質問	氏名、年齢、職業（ <u>住居</u> ）は勾留請求書記載のとおり。 住居は〇〇市〇〇町〇〇-〇〇です。
------	---

Check 被疑者の言い分と、裁判官の認定は別問題であることに注意！

・例えば、被疑者が住居を述べても勾留状では不定としたり、職業について会社員と述べても無職としたりすることもあります。

(2) 黙秘権の告知

裁判官が黙秘権・供述拒否権の告知をします。

(3) 被疑事実の要旨の読み聞け

裁判官が被疑事実の要旨を読み聞かせます。

(4) 言い分の聴取

被疑者の言い分を聞き、調書に記載します。

EX.1 間違いない旨述べた場合（ゴム印使用）

被疑事実に対する陳述

事実は、そのとおり間違いありません

EX.2 弁解録取書と同内容を述べた場合（ゴム印使用）

被疑事実に対する陳述

事実は、検察官で申し述べたとおりです。

EX.3 事実が複数ある場合

被疑事実に対する陳述

【いずれも】

事実は、印そのとおり間違いありません。

EX.4 記載すべきことが多くてスペースが不足する場合

被疑事実に対する陳述

裏面記載のとおり

（裏面を別紙を付ける場合は、「別紙記載のとおり」）

Step 3 勾留質問その2（弁護人選任権の告知～勾留通知先の聴取）

(1) 弁護人選任権の告知

裁判官が弁護人選任権を告知します。被疑者國選弁護人選任についての説明もします。被疑者が國選弁護人選任請求書を提出しておらず、かつ、私選弁護人も付いていないときなどに、当番弁護士の説明を加える場合もあります。

(2) 勾留通知先の聴取

裁判官が勾留通知の希望の有無、通知希望先を聴取するので、調書に記載してください。

Check あらかじめ警察が通知希望先を聞いて、勾留通知先連絡表を作ってくれるので、それを参考にします。

EX.1 希望がある場合

被疑者が指定した勾留通知先	父親〇〇〇〇、住居地と同じ、（電話番号）△△△△
	△

EX.2 希望がある場合

被疑者が指定した勾留通知先	知人〇〇〇〇、千葉県××××、（電話番号）△△△△
	△

EX.3 希望がある場合

被疑者が指定した勾留通知先	弁護士の〇〇〇〇

EX.4 希望がない場合（ゴム印使用）

被疑者が指定した勾留通知先	必要ありません
	当番弁護士を希望します

Check 「必要ありません」はゴム印があります。また、裁判官によつては、希望がないときに「警察官を通してお願いします」等と記載することがあります。

Check 被疑者が当番弁護士を希望した場合には、備忘的に「当番弁護士を希望します。」等の記載をし、勾留質問終了後、当番弁護士の申し出についての連絡を行います。（同制度については別途説明あり）

Step 4 勾留質問その3（読み聞け～勾留質問の終了）

(1) 読み聞け等

被疑者に対して調書を読み聞かせ、そのとおり間違いないか確認し、間違いがなければ、被疑者に署名、指印させてください。

Check 指印は左手の人差し指でさせますが、何らかの事情で左の人差し指が使えないときは、別の指でしてもらい、その旨調書に記載します。

EX.1 左手人差し指欠損の場合

本調書の読み聞け と 被疑者の署名指印	<p>左手人差し指欠損のため左手中指で 以上の通り読み聞かせたところ、相違ないと申立て 指印した。</p> <p>被 疑 者</p>
---------------------------	--

EX.2 黙秘して署名押印を拒否した場合

被疑事実に対する陳述 黙して語らず

本調書の読み聞け と被疑者の署名指 印	<p>相違ないか質問したが、黙秘し、署名指印を拒否した。</p> <p>以上通り読み聞かせ (たゞ一印) に相違ないと申立て下に署名 指印した。)</p> <p style="text-align: center;">被 疑 者</p>
---------------------------	--

(2) 勾留する旨の告知

裁判官が、勾留する旨告知します。（裁判官によっては告知しない場合もあります。）

(3) 勾留質問の終了

警察官に知らせます。警察官が入ってきたら、
被疑者を連れて行ってもらいます。

補足 当番弁護士制度について

当番弁護士制度は平成24年から復活した制度で、申し出をした被疑者について、1回だけ無料で千葉県弁護士会から派遣された弁護士が接見に行ってくれる制度です。被疑者が当番弁護士を希望した場合には刑事係に備え付けの「当番弁護士・私選弁護人選任の申出の弁護士会への通知簿」に所定の事項を記載の上、千葉県弁護士会に電話で連絡します（休日は留守番電話になりますので、通知文言に従って連絡をしてください）。なお、被疑者国選弁護人選任申出と当番弁護士は並立しますので、国選を申し出ている被疑者が当番弁護士を申し出ることも可能です。

2. 3 勾留質問後の手続

Step 1 勾留状の決裁と審査

(1) 裁判官の決裁

裁判官が勾留状2枚目に勾留事由の号数を記入し、押印、契印、訂正印、勾留質問調書に認印を押します。

(2) 審査票による審査

書記官室に戻り、印漏れ、記載漏れ、誤記がないかを審査票を使って再確認します。この作業は、請求書審査や勾留状起案をした者以外の者が行ってください。



Check 調書の通知欄の印漏れを特に注意してください。

Step 2 勾留通知

被疑者が希望した通知先に通知をします。なお、被疑者が通知を希望しない場合や連絡先が分からぬ場合は、勾留質問調書末尾はそのままにしておいてください。

EX 1 勾留通知を希望しない場合や連絡先が分からぬ場合の記載例（何も加えない。押印もしない。）

『即日勾留通知手続（電話・郵便・不能） 同日同序 裁判所書記官』

EX 2 通知不能又は通知済の場合の記載例

↓いずれかを囲む

『即日勾留通知手続（電話・郵便・不能） 同日同序 裁判所書記官（印）』

☆ 電話による通知

第1 電話する前に確認しておくこと

- 1 電話で通知を行う場合、裁判所名を名乗らずに相手方を確認し、被通知者本人に直接電話口に出てもらう必要があります。
- 2 その際、自分の氏名を尋ねられた場合には自分の個人名で対応してください。
- 3 ただし、弁護士事務所※の場合には、最初から裁判所として対応してよいです。

※ 被疑者にすでに弁護人が付いている場合には、その弁護人に対し、勾留することになった事実を伝える必要があります（勾留請求書中の「4 被疑者に弁護人があるときは、その氏名」に弁護人名が記載されている場合）。

第2 被通知者本人が不在の場合の通知方法等

- 1 被通知者に家族や友人、知人等を指定した場合

被通知者本人以外には通知しないでください。被疑者が被通知者本人以外の家族等には知られたくない等の理由で被通知者を限定している場合もあるので、本人以外への通知は避けてください。

- 2 被通知者に弁護人を指定した場合

弁護人本人はもちろん、事務員等に伝言を頼んでも構いません。

- 3 留守番電話の場合

被通知者宅または本人の携帯電話の番号であるかが確認できないため、メッセージを残さないでください（ただし、弁護士事務所に架電し、留守番電話で相手先が弁護士事務所であることが確認できれば O.K.）。

第3 通知の内容について（通知の具体例）

（通知者）

「もしもし。私〇〇（個人名）と申しますが、△△さんのお宅（携帯電話）でよろしいですか？」

(相手方)

A 「はい、私が△△ですが。」

→被通知者に繋がった場合。A' のとおり通知する。

B 「はい、△△の家ですが、△△は不在にしています。どちら様ですか？」

→被通知者に繋がらない場合。以下のとおり。

「私は〇〇(個人名)と申します。この連絡ですが、ご本人様にでないとお伝えできない事項になりますので、すみませんが、このまま失礼いたします。」 → 通知は終了

さらに… (住所が分からぬ場合)

・通知不能として勾留質問調書に記載する。

(住所が分かっている場合)

・郵便で通知を行い、勾留質問調書に通知済みの押印をする。

A' 被通知者に繋がった場合

「☆☆(被疑者)さんの□□(被通知者との続柄)ということでよろしいですか？」

「ご本人からあなたに連絡して欲しいという希望がありましたので、お電話をしているのですが、こちらは八日市場簡易裁判所の書記官の〇〇と申します。」

「本日、この八日市場簡易裁判所から、☆☆さんを◇◇◇◇◇(罪名)の疑いで勾留するという決定が出されました。」

「場所が××××警察署になります。期間は本日から数えて10日間になりますが、さらに必要な場合には、さらに最大10日間の延長がされることがあります。」 → さらに接見禁止の有無で次の①または②へ進む。

① 接見禁止決定がついていない場合

「この件で、ご本人と面会をすることは可能です。ただ、その際にあらかじめ、××××警察署の留置係に連絡をしてもらい、その面会の時間について打ち合わせてもらった方が、スムーズに進むかと思います。

「着替え等の差し入れも出来ると思いますので、それらの点も含めて、××××警察署に問い合わせてみてください（××××警察署の電話番号は分かりますか？と聞くとより親切。）。」

「こちらからの連絡は以上となります。」

Check 面会の時間等を打ち合わせておくとよいのは、取調べなどの都合で、急に面会に行っても、すぐに面会できない場合があるためです。

② 接見禁止決定がついている場合

「この件では、☆☆さんは弁護人以外の方とは面会出来ない決定がされています（除外事項がある場合は、除外対象者について伝える。少年の勾留の場合※など。）。」

「ただし、着替え等の差し入れはできますので、差し入れをお考えの場合は、××××警察署に問い合わせてみてください。」

「こちらからの連絡は以上となります。」

※「ただし、両親のみは面会が認められています。」などと伝えてください。

～さらに説明を求められた場合（よくある質問の回答例）～

- ・「今後、☆☆はいったいどうなるんですか？」

「今後の処分については、裁判所では分かりません。勾留が延長されるかどうかを含めて、現時点では分かりません。」

- ・「◇◇◇◇◇（罪名）と言っていたけど、☆☆は何をしたのか？」

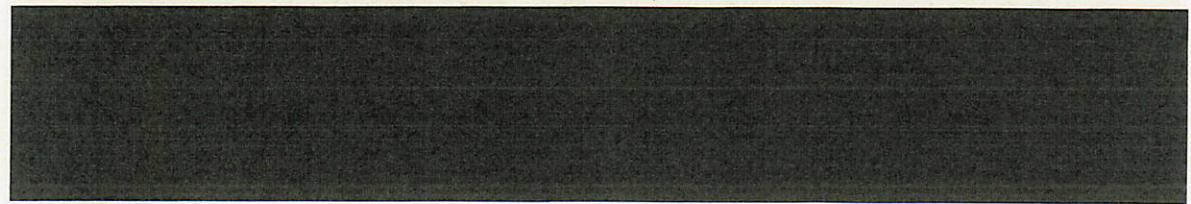
「申し訳ないのですが、事件の内容、どのようなことをしたのか（被疑事実の要旨）については、こちらから伝えることは出来ません。このため、面会などをしていただいて、ご本人から直接、聞いてい

ただくことになります。」

第4 その他の注意事項

- 1 通知に際し、事件の内容については、一切触れてはいけないので、警察や検察庁に問い合わせてもらうようしてください。
- 2 後で、着信履歴から問い合わせがあった場合、被通知者本人からの電話であれば回答して構いません。

☆ 普通郵便による通知



郵便切手は、[REDACTED]を使用し、帳簿に記載します。

※刑事係の手続では当日の郵便の集荷に間に合うのなら後納郵便で送付し、間に合わなければ郵便切手を庶務からもらって送付します。

Check 急ぎなので、必ずその日のうちに発送してください。

Step 3 勾留状の発付

(1)



(2) 檢察庁への送付

勾留状、勾留質問調書、記録等、[REDACTED]「事件関係送付一覧」等を、風呂敷等を使用して[REDACTED]に持つて行きます。

※勾留通知をした場合などは、後で確認できるように勾留質問調書のコピーを取っておくと良い。

(3) 発付

記録等と勾留状を渡し、事件関係送付一覧に受領印をもらいます。

Step 4 施錠等

勾留質問室、身柄出入口の見回り、施錠、消灯をしてください。

第3章

通常と異なる手続

ここでは、接見等禁止、外国人や少年の勾留について説明します。

- 3. 1 接見禁止請求（認容）
- 3. 2 接見禁止請求（却下）
- 3. 3 被疑者が外国人の場合の処理
- 3. 4 被疑者が少年の場合の処理
- 3. 5 勾留却下

3. 1 接見禁止請求（認容）

Step 1 立件等

(1) 受付

接見等禁止請求書に受付印を押します。

(2) 立件

法については [REDACTED] 早見表を参照してください。

(3) 請求書の審査

請求者の印が漏れていないか、接見禁止の対象から除外されている人が追加されていないかを確認してください。

Check 選挙管理委員会からの通知を除外したり特定の親族を除外する旨の請求になっている場合があります。

(4)

Check 成人、少年、外国人で用紙が違うので注意してください。

(5) 決裁

裁判官に記録、勾留状等と一緒に決定書原本、接見等禁止請求書を提出します。

Step 2 送達

(1) 被疑者への送達

勾留質問後被疑者に謄本を1通交付し、送達報告書に署名指印をしてもらいます。

Check 勾留質問中のどの段階で被疑者に謄本を渡すかは、裁判官によって違うので指示を受けてください。また、受領拒否の場合でも差し置き送達はできません。その場合には平日に特別送達するので、刑

事係に引き継いでください。

(2) 檢察官への送達等

検察庁に勾留状を交付する際に謄本を2通交付し、決定書原本下部の「検察庁に送付済み 裁判所書記官」のところに押印します。なお、請求書、決定書原本、送達報告書は裁判所で保管します。

Step 3 事後処理

(1) [REDACTED]



(2) 記録の編成等

請求書、決定書原本、送達報告書の順番でホチキスでとめ、刑事係に引き継いでください。

※刑事係で接見禁止等請求事件記録綴りに綴ります。

3. 2 接見禁止請求（却下）

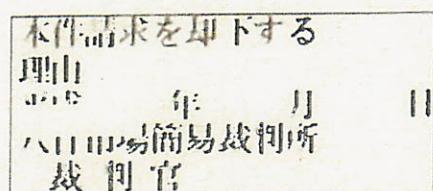
Step 1 立件と決裁

3. 1 の Step 1 と同じです。

Step 2 却下決定書の起案

(1) 却下決定書の起案

裁判官から接見禁止請求を却下する旨の指示が来たら、請求書余白部分に以下のゴム印を押します。



Check 同様のゴム印で地裁用のものもあるので、間違えて押さないよう注意してください。

(2) 決裁

裁判官の記名印を押した上で、裁判官に日付と理由（「必要なし」等。裁判官に確認します。）を記載、押印してもらいます。

Step 3 決裁後の処理

(1)



(2) 檢察官への連絡

記録等を持って行く前に、速やかに検察庁に接見等禁止請求が却下された旨を電話連絡して、準抗告の有無を必ず確認してください。

(3) 交付

請求書を検察事務官に渡し事件関係送付一覧に受領印をもらいます。

Check 檢察官から準抗告の申立がされた場合には、地裁庶務課長又は刑事主任書記官に連絡してください。

3. 3 被疑者が外国人の場合の処理

ここでは、日本人成人の場合と異なる点を説明します。

Point 1 受付と立件で異なる点

(1) 通訳人の確認

検察庁の弁解録取書を参照して、通訳人を確認します。（弁解録取書の作成に立ち会った通訳人が勾留質問でも通訳を務めます。）

※事前に検察庁に問い合わせてもよい。

(2)

早見表を参照してください。

→通訳人尋問調書、宣誓書、立会票、通訳料請求書を

(3) 勾留質問前の準備

勾留質問が始まる前に通訳人に来てもらい、勾留質問調書記載の通訳人の人定事項の確認をします。違っている場合は、正しいものを作成します。確認が終われば、通訳人尋問調書、宣誓書、通訳料請求書に署名(フリガナ)、押印（請求書は住所も記載。請求書は押印が不要の取扱いになりました。）してもらいます。旅費については通常検察庁で支給するため旅費請求書は原則不要です。

通訳人尋問調書と宣誓書は合綴し、契印します。

Check 特に八日市場が初めての通訳人のときは、振込先の口座を忘れずに聞いてください。

※

以前も通訳料を請求したことのある通訳人の場合は、以前と同じ口座に振り込むのであれば請求書の口座番号の欄に入力がなくても支給に問題ないとのことです。



通訳料請求書は通訳人ごとに作成します（被疑者が複数名で、同じ通訳人が通訳した場合は、通訳料請求書は1枚でOKです。）。

Point 2 勾留質問で異なる点

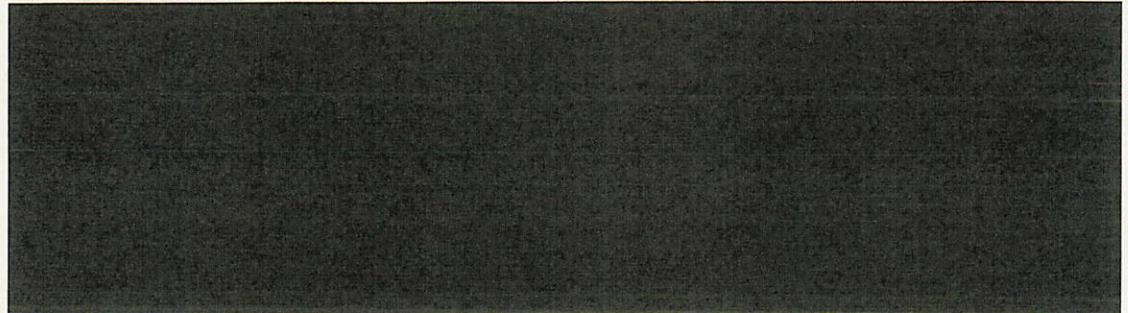
(1) 宣誓

最初に通訳人に宣誓をしてもらいます



(2) 勾留質問手続中

被疑事実の要旨や、弁解録取書などを必要に応じて通訳人に示します。また、通訳料支給の都合上、勾留質問の開始時刻、終了時刻を控えておきます。



(3) 通訳人尋問調書の作成

通訳人尋問調書は、宣誓書を合綴し書記官の認印で契印し、裁判官の認印をもらい、勾留状等とともに検察庁に交付します。

(4) 勾留通知

電話で連絡する場合には日本語による通知しかできないので、通知先が外国人の場合には、日本語が通じるかどうかを確認し、通じないのであれば通知先を変えてもらうか、郵便によるか、通知できない旨を伝えてください。

(5) 領事機関通知

警察、検察での捜査段階で領事機関通知の機会を与えていない場合

には、勾留質問時に被疑者に領事機関通知の希望の有無を確認する必要があります。希望の有無（国籍によっては要請の有無にかかわらず）によって後記 Point 3 に従い、領事機関通報の手続をとってください。

Point 3 勾留質問後の処理で異なる点

(1) 領事機関通知

① 被疑者の国籍の確認

被疑者の国籍がウィーン条約締結国かを [REDACTED] にある「領事機関通報」ファイルで確認します。

 以下は条約締結国であることを前提にしています。

② 被疑者が領事機関通報を希望した場合

通報通知書（「貴国国民の身柄の拘束について」）に拘束した年月日、被拘禁者氏名、拘束の種類（＝勾留）、拘束場所の所要事項を記載し、書記官名下に職印を押印します。

勾留通知用の郵便切手を使用し、[REDACTED] 封筒に切手を貼り付け、郵送で領事機関に通知します。

領事機関の住所等は同ファイル中の在日外国公館リストを参照してください。

なお、封筒裏面にゴム印を使用するなどして

[REDACTED] と表示します。

通知後、被疑者が留置されている警察に対し、領事館通報を行った旨を伝えます。

通報の要請に関する照会・回答の要旨または勾留質問調書の余白に「00.00.00（年月日）通報済み、00,00,00（年月日）領事館通報した旨、○○警察署長（ただし、留置場所が「千葉県警察本部の場合には千葉県警察本部留置業務管理者」）に通知済み」と記

載し、書記官の認印で押印する。

Check 国籍がウィーン条約締結国だが、リスト上日本に領事機関が設置されていない場合（北朝鮮など）は、その後領事機関が設置されたか最高裁刑事局第二課に問い合わせる必要があるの

で、刑事係へその旨引き継いでください。

③ 被疑者が領事機関通報を希望しない場合

被疑者の要請の有無にかかわらず通知をする必要がある国があります。その場合には領事関係に関するウィーン条約締結国一覧表を確認し、以下の分類にしたがって領事機関通報をしてください。

- ・国籍がロシア等の場合（締結国一覧表に◎がついているもの）

被疑者の要請の有無にかかわらず、必ず通報し、最高裁刑事局第二課に報告します。休日の場合には最高裁への報告は平日に行いますので、刑事係に引き継ぎをお願いします。

- ・国籍が中国、英國の場合（締結国一覧表に○がついているもの）

被疑者の要請の有無にかかわらず、必ず通報してください。

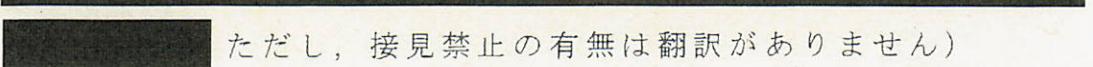
Check 要請の有無にかかわらず通報が必要な国（上記◎や○の国）

であっても、捜査機関の段階で通報を行っていれば、通報する必要はありません。

- ・その他、一覧表で△や★の場合には、刑事係に引き継いでください。

(2) 勾留通知

通訳人に勾留通知の電話を通訳してもらう取り扱いはしていません。

Check 勾留通知の翻訳文はあるので、それを添付して郵送します。（


ただし、接見禁止の有無は翻訳がありません）

3. 4 被疑者が少年の場合の処理

ここでは、成人と異なる点をあげます。

Point 1 受付と立件で異なる点

基本的に成人と同じです。異なる点、注意点は以下のとおりです。

(1) 接見等禁止決定

接見等禁止決定は少年用になります。

際に正しく選択してください。

Check 接見禁止が除外される者として「親権者たる父母」が追加されています。ただし、接禁の請求書や身柄関係の書類で親権者が1人の場合や父母以外の者になっている場合には、裁判官に確認の上、決定書を適宜変えるなどしてください。

(2) やむを得ない場合であること（少年法48条1項）

少年の場合は、やむを得ない場合でなければ勾留状を発することができないため、場合によっては勾留に代わる観護措置をとる場合があります（やむを得ない場合について、令状基本問題上49問参照）。この場合には、勾留に代わる観護措置マニュアルを参照してください。

Check 観護状を発付する場合に勾留請求を明示的に却下するかどうかは、裁判官に確認してください。検察官に予備的に観護措置請求をしてもらい、明示的に勾留請求を却下した上で観護状を発付する裁判官が多いようです。観護状の発付によって勾留請求が却下されたことが明らかであるとして、明示的な勾留請求却下決定はしないという考え方もあります。

(3) 収容場所

勾留の際、収容場所を少年鑑別所とすることができます（少年法48条2項）が、ただし少年鑑別所に了解を得る必要があります。

また、収容場所についての警察の希望が書かれた留置等希望書に、成

人と少年を別に収容できる旨の記載がない場合には、検察官に補正させてください。

(4) 罰金以下の刑の場合

罰金以下の刑については、少年の身柄拘束はなるべく避けるべきとされています（犯罪捜査規範208条）。特に保護事件として終結することが確実なこの種の事件の場合には、身柄拘束には慎重な運用が要求されていますので、注意してください。

Point 2 勾留質問で異なる点

特にありません。

Point 3 勾留質問後の処理の段階

勾留状のコピー

家裁に渡すための勾留状のコピーをとり、刑事係に引き継いでください。

3. 5 勾留請求却下

Step 1 決定起案前の準備

(1) 裁判官の指示

勾留質問の [REDACTED] に、裁判官から勾留請求却下の指示があります。

(2) [REDACTED] 身柄引受書

被疑者を [REDACTED] [REDACTED] , 身柄引受

人を呼んで身柄引受書を提出してもらうかを裁判官に確認します。これらについて裁判官の指示がある場合には、Step 2 以降を参照し、再質問や身柄引受書が不要である旨の指示がある場合には、Step 4 以降を参照してください。

Check [REDACTED] を行わずに、勾留質問と同時に Step 2 の手続を行うこともあります。

Step 2 [REDACTED]

(1) [REDACTED]

勾留質問室において、被疑者を [REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED] には受け取った後受

付印を押します。

Check 勾留・被疑者国選事務審査表等書式ファイルの中にひな形があります。

Step 3 身柄引受

(1) 身柄引受人への連絡

身柄引受人に電話で次の事項を連絡します。

- ① 勾留請求を却下する可能性があるので、身柄を引き受けてほしいこと。
- ② 裁判官と面接をし、身柄引受書を提出してほしいので、すぐに裁判所に来てほしいこと。

Check 到着予定時刻を確認してください。

Check 身柄引受人と連絡が取れない場合やすぐに来庁できない場合は、裁判官と相談してください。

- ③ 身分証明書（免許証、保険証等）、印鑑を持ってきてほしいこと。

(2) 身柄引受人との面接

身柄引受人が来庁したら、4階準備和解室等で裁判官と面接をさせる場合があるので、その際は書記官も立ち会ってください。

(3) 身柄引受書の提出

身柄引受人に身柄引受書を記載してもらいます。

Check 勾留・被疑者国選事務審査表等書式ファイル内にひな形があります。

(4) 身柄引受人に対する指示

被疑者は検察庁で釈放されるので、身柄引受人には検察庁で待機するよう連絡します。

Step 4 決定書の起案と決裁

(1) 決定書の作成、引き継ぎ

勾留請求書の余白に以下のゴム印を押します。

本件請求を却下する
理由
平成 年 月 日
八日市場簡易裁判所
裁判官

Check 同様のゴム印で地裁用のものもあるので、間違えて押さないよう注意してください。

(2) 決裁

裁判官の記名印を押した上で、裁判官に日付と理由（「必要なし」等。裁判官に確認します。）を記載、押印してもらいます。

Step 5 決裁後の処理

(1) 勾留質問調書等の処理

勾留質問調書、身柄引受書、

(2)

(3) 檢察庁への記録等の引継ぎ

却下の場合は、速やかに検察庁へ連絡を行います。

勾留請求書、記録、
事件関係送付一覧を持って
行き、記録等を引き継いで、受領印を
受けてください。

Check 檢察官から準抗告の申立がされた場合には、地裁課長又は刑事主任書記官に連絡をして下さい。

付録

罪名別主要な証拠一覧

勾留請求の審査にご利用ください。

罪名別主要な証拠一覧

刑 法	
窃盜	被害届, 供述調書
傷害	被害届, 診断書, 写真撮影報告書, 供述調書
殺人	死体検査書, 実況見分調書(死体解剖), 供述調書
強制性交等	被害届, 実況見分調書, 供述調書
過失運転致死傷	捜査報告書, 実況見分調書, 診断書, 供述調書
器物損壊	被害届, 告訴状, 見積書, 写真撮影報告書, 供述調書
公務執行妨害	現逮手続書, 被害届, 供述調書
特 別 法	
酒気帯び	現逮手続書, 現認報告書, 酒酔い酒気帯び鑑識カード, 供述調書
無免許	現逮手続書, 現認報告書, 免許照会回答書, 供述調書
無車検	現逮手続書, 現認報告書, 車検証, 供述調書
無保険	現逮手続書, 現認報告書, 捜査事項照会回答書, 供述調書
薬物使用	鑑定書, 供述調書
薬物所持	鑑定書, 現逮手続書, 差押調書, 供述調書
薬物譲渡	供述調書, 鑑定書
出管法	パスポート, 現逮手続書, 出入国についての資料, 供述調書
銃刀法	現逮手続書, 現認報告書, 写真撮影報告書, 鑑定書, 供述調書
児童買春	被害届, 戸籍謄本, 供述調書